

# 県職員給与

県職員の給与については、県議会における給与条例や予算の審議、あるいは県人事委員会の報告によっても明らかにされておりますが、県民の皆さんのより一層のご理解をいただくため、そのあらましをお知らせします。

## 給与

### 給与決定のしくみ

県職員の給与は、原則として生計費あるいは国、他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所勤務者の給与との均衡等の諸事情を考慮して決めることになっております。具体的には、県人事委員会が民間の給与の実態や生計費等を調査した結果を県議会と知事に報告、勧告をしますが、この勧告に基づき、職員の給与は県議会の審議を経て条例で定められます。

### 給与の種類

県職員の給与は、給料と諸手当からなっており、その内容は次のとおりです。これらは、いずれも国に準じた内容となっております。

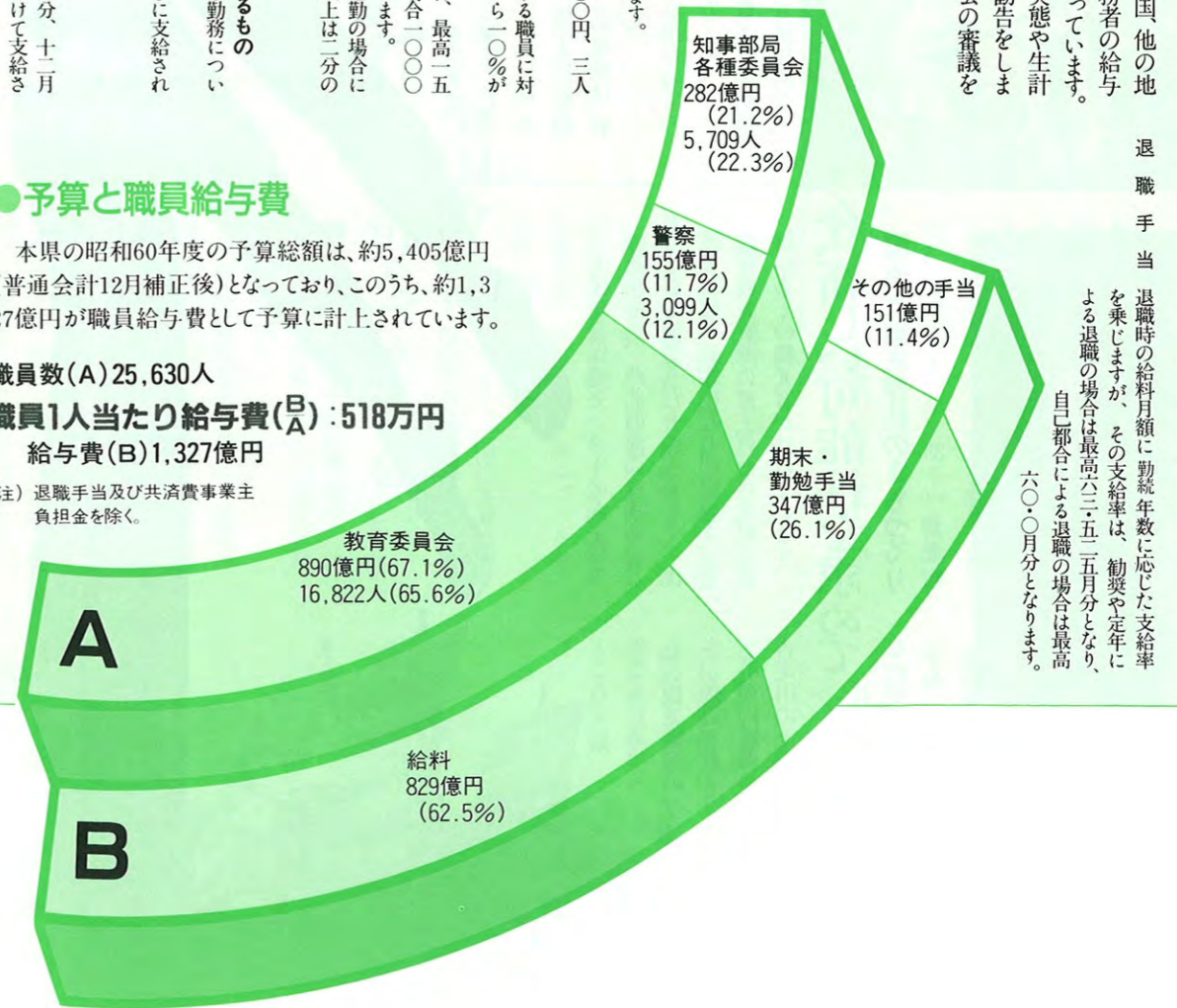
- 通常支給されるもの
  - 給料 職種や職務に応じた給料表により支給されます。(現在、十種類の給料表があります)
  - 扶養手当 配偶者一四〇〇〇円、その他二人まで四五〇〇円、三人以下には一〇〇〇円が支給されます。
  - 調整手当 東京、大阪など物価が高い地域に在勤する職員に対して、給料、扶養手当、管理職手当の三%から一〇%が支給されます。
  - 住居手当 借家の場合、家賃が九〇〇〇円をこえる場合、最高一五〇〇〇円までが支給され、自己所有住宅の場合一〇〇〇円(新築五年以内は二五〇〇円)が支給されます。
  - 通勤手当 通勤方法により異なりますが、例えばバス通勤の場合には二〇〇〇円までは全額支給され、それ以上は二分の一が加算されます。
  - その他 初任給調整手当などがあります。
  - 特殊な勤務や特別な職務に付いた場合支給されるもの
    - 特殊勤務手当 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に付いたとき支給されます。
    - 時間外勤務手当 通常の勤務時間をこえて勤務したときに支給されます。
    - その他の 管理職手当などがあります。
  - 臨時に支給されるもの
    - 期末・勤勉手当 年間四・九月分が三回(六月・二・九月分、十二月分、二・五月分、三月分・五月分)に分けて支給されます。

### 予算と職員給与費

本県の昭和60年度の予算総額は、約5,405億円(普通会計12月補正後)となっており、このうち、約1,327億円が職員給与費として予算に計上されています。

職員数(A) 25,630人  
職員1人当たり給与費(B)<sup>(A)</sup> : 518万円  
給与費(B) 1,327億円

(注) 退職手当及び共済費事業主負担金を除く。



退職手当 退職時の給料月額に勤続年数に応じた支給率を乗じますが、その支給率は、勲章や定年による退職の場合には最高二・五二五分分となり、自己都合による退職の場合には最高六〇・〇月分となります。

### 一般行政職の級別職員数の状況

本県の代表的な職種である一般行政職の職員に適用されている行政職給料表のそれぞれの級ごとの職員数及び構成比は次のとおりです。

区分	職員数	構成比
1級	107人	1.8%
2級	510	8.8%
3級	700	12.0%
4級	1,428	24.5%
5級	294	5.1%
6級	1,976	34.0%
7級	256	4.4%
8級	443	7.6%
9級	82	1.4%
10級	7	0.1%
11級	16	0.3%
計	5,819	100.0%

(注) 主な職務の格付けは、主事・技師…1級、2級、3級、主任主事・主任技師…4級、5級、係長…4級、5級、6級、課長補佐…6級、7級、8級、課長…8級、9級、次長…9級、10級、部長…11級となっております。

### 特別職の報酬等の状況

知事等特別職の給料・報酬については、各界の代表者によって構成される「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。

区分	給料(報酬)
知事	900,000円
副知事	710,000
出納長	640,000
議長	710,000
副議長	640,000
議員	570,000

(注) 期末手当は共通で年間三・八月分です。

### 平均給料月額及び平均年齢

本県の代表的な職種の初任給、平均給料月額及び平均年齢は次のようになっています。

